債券内容説明書 2022年9月1日現在

国際協力機構債券

発行者情報の部

独立行政法人国際協力機構

- 1. 本債券内容説明書 発行者情報の部(以下「本発行者情報説明書」といいます。)において 記載する国際協力機構債券(以下「本債券」といいます。)は、独立行政法人国際協力機構 法(平成14年法律第136号)第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国 際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構(以下「当機 構」といいます。)が発行する債券です。
- 2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券(財投機関債)です。
- 3. 当機構は、本債券発行に際し、各債券の詳細情報を記載した「債券内容説明書 証券情報の 部」(その後、訂正される内容を含み、以下「証券情報説明書」といいます。)を作成する 予定です。各債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。
- 4. 本債券については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券、本発行者情報説明書及び証券情報説明書に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
- 5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」(平成15年外務省令第22号)等に基づき作成しており、本発行者情報説明書に掲載されております。
- 6. 本発行者情報説明書及び各証券情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト (https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html) において閲覧可能です。

なお、本発行者情報説明書中に「本説明書」とあるのは、「本発行者情報説明書」のことを指します。

本発行者情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 財務部 財務部財務第一課 電話番号 東京 03 (5226) 9279

彩行 :	<u>目 火</u> 皆情報	1
	ョ lf +v 発行者の概況	
	主要な経営指標等の推移	2
		3
	事業の内容	4
٥.	3-1. 当機構の概要	4
	3-2. 当機構の業務内容	9
	3-3. 当機構の財務	19
4.	関係会社等の状況	
	4-1. 関連会社、関連公益法人等について	24
	4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について	24
5.	職員の状況	
	事業の状況	28
	2021 年度の事業概要	28
	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	32
	事業等のリスク	39
	財政状態及び経営成績の分析	43
	4-1. 2021 年事業年度財務諸表 (概要) (有償資金協力勘定)	43
	4-2. 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について	46
5.	経営上の重要な契約等	46
	設備の状況	47
1.	設備投資等の概要	47
2.	主要な設備の状況(2021 年度末)	47
	設備の新設、除却等の計画	47
第4	発行者の状況	48
1.	資本金残高の推移	48
2.	役員の状況(2022年9月1日現在)	49
3.	コーポレート・ガバナンスの状況	51
第5	経理の状況	53
1.	当機構の財務諸表	53
	1-1. 令和 3 事業年度財務諸表	54
	〔会計監查報告、監查報告、財務諸表〕	54
	〔事業報告書〕	338
	〔決算報告書〕	385
	1-2. 令和 2 事業年度財務諸表	393
	〔会計監查報告、監查報告、財務諸表〕	393
	〔事業報告書〕	683
	〔決算報告書〕	740
第6	6 発行者の参考情報	748
1.	発行者の参考情報	748
2.	独立行政法人国際協力機構中期目標	749
2	加克德政法人国際拉力继续由 期基面	773

- 注 1: 本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構の財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書「第1発行者の概況、3.事業の内容、3-3.当機構の財務」をご参照ください。
- 注2:基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- 注3:本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構が融資・出資等について決定することを指しています。
- 注4:本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。
- 注5:本説明書内で用いている△はマイナスを表します。
- 注 6: 本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に 2008 年 10 月以降の当機構を「新 JICA」と表記する場合もあります。

地 域 名		当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
アジ	ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋	州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北米・中南	米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中	東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
アフリ	カ	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
欧	州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェコビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

発 行 者 情 報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の2017年度から2021年度までの経営成績(法人単位)は、以下のとおりです。

独立政法人国際協力機構

(単位:百万円)

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
事業年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
経常収益	401, 044	406, 172	415, 837	297, 711	426, 107
経常費用	332, 233	337, 489	321, 510	264, 070	356, 630
経常利益 ※1	68, 811	68, 683	94, 327	33, 642	69, 476
臨時利益	97	70	16, 046	13, 394	24, 593
臨時損失	787	41	16, 066	33, 314	134
当期総利益	83, 492	80, 939	98, 765	34, 623	94, 545
資本金 ※2	8, 099, 860	8, 145, 870	8, 213, 180	8, 264, 620	8, 310, 588
純資産額 ※3	9, 679, 785	9, 798, 310	9, 968, 298	10, 083, 774	10, 232, 047
総資産額	12, 550, 274	12, 917, 140	13, 144, 061	13, 981, 571	14, 597, 822
業務活動によるキ	46, 589	41, 684	△180, 262	65, 926	∆114, 259
ヤッシュ・フロー					
投資活動によるキ	61, 984	△16, 002	2, 060	△12, 556	△20, 054
ヤッシュ・フロー					
財務活動によるキ	44, 352	45, 703	67, 041	50, 974	46, 834
ヤッシュ・フロー					
資金期末残高	440, 864	513, 244	402, 043	506, 255	421, 090

(指標等の説明)

- ※1 経常利益(又は経常損失)=経常収益-経常費用
- ※2 資本金=政府出資金
- ※3 純資産額=自己資本=政府出資金+剰余金+評価·換算差額等

2. 沿 革

年 月	国際協力事業団(JICA)	旧国際協力銀行(JBIC) 海外経済協力業務
1954 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業	きの開始
1961 年 3 月		海外経済協力基金(OECF)設立(日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立)
1962 年 6 月	海外技術協力事業団 (OTCA) 設立	
1963 年 7 月	海外移住事業団(JEMIS)設立	
1966 年 6 月		OECF 初の円借款契約を締結(対韓国)
1974 年 8 月	国際協力事業団(JICA)設立(OTCA、 JEMIS、(財)海外貿易開発協会の鉱工業 投融資事業、(財)海外農業開発財団の人 材養成事業を統合)	
1999 年 10 月		日本輸出入銀行と OECF の統合により、 国際協力銀行 (JBIC) 設立
2007 年 5 月		円借款供与国数が 100 か国到達

年 月	国際協力機構(JICA)
2003 年 10 月	独立行政法人国際協力機構(JICA)設立
2008 年 10 月	独立行政法人国際協力機構は、10月1日付でそれまでの技術協力に加え、旧JBIC の海外経済協力業務(現在の有償資金協力業務)と、外務省の無償資金協力業務の 一部を承継。(旧JBICの国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継され、 2012年4月1日に同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となりました。)

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」といいます。)及び独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)の定めるところにより、2003年10月1日に設立された独立行政法人です。

当機構は、2006 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)及びこれに基づき 2006 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。)の定めるところにより、2008 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務(当機構では「有償資金協力業務」といいます。)及び外務省より無償資金協力業務(外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。)を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

当機構の目的は、JICA 法第3条において、「開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」といいます。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

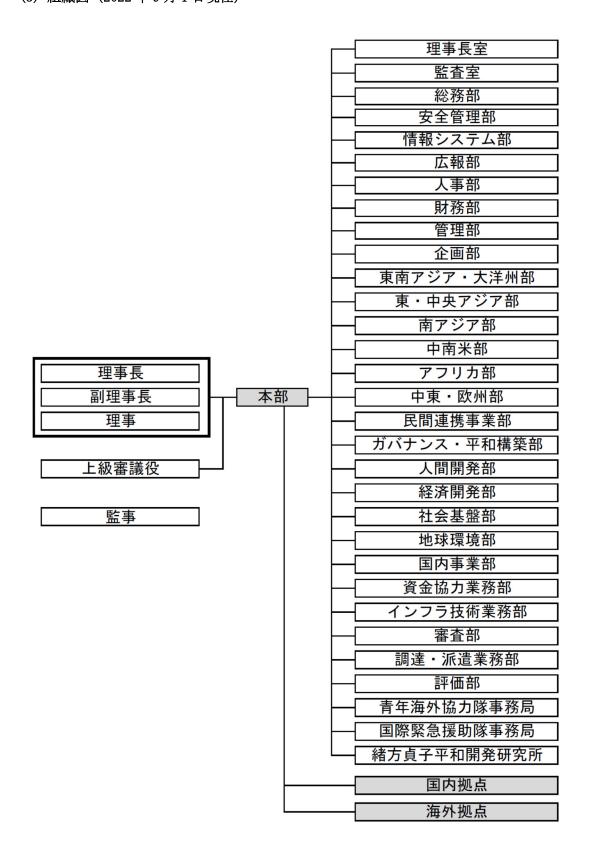
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、2008年10月1日に旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA法附則第2条第7項に基づき、当機構が旧JBICより承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第8項に基づき、当該承継資産の価額は、2008年10月1日現在における時価を基準として、2009年2月23日に開催された資産評価委員会により決定されました。

2022年8月31日現在、当機構の資本金は8兆3,262億円です。

(3) 組織図(2022年9月1日現在)



(4) 日本政府・国家機関等との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています(JICA 法第43条第1項)。

- (ア)管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除きます。)については、外務大臣
- (イ)管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大 臣及び財務大臣
- (ウ)管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、理事長及び監事の任命(通則法第14条)及び解任(通則法第23条)、業務方法書の認可(通則法第28条)等を行います。また、業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせること、又は業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます(通則法第64条)。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し(通則法第20条第1項及び第2項)、副理事長及び理事は理事長が任命します(同条第4項)。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます(通則法第23条)。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています(通則法第20条第5項及び第23条第4項)。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」といいます。)を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められています(通則法第29条)。当機構は主務大臣より指示を受けた当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」といいます。)を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります(通則法第30条)。なお、第5期中期目標及び第5期中期計画(中期目標期間:2022年4月~2027年3月)は以下から参照できます。

「独立行政法人国際協力機構中期目標」(第5期)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf

「独立行政法人国際協力機構中期計画」(第5期)

https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku05.pdf

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条、第22条第5号及び第30条の3に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年2回行われる実地検査があり、検査結果は毎年1回会計検査院から内閣へ送付され内閣より国会に提出されます。また、議院等から国会法(昭和22年法律第79号)の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請に係る事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律(平成14年 法律第56号)が2003年4月1日に施行されたことを受け、2003年度より主務大臣から金融 庁に検査権限の一部が委任されて、旧JBICは金融庁の検査対象となりました。当機構の有償 資金協力業務についても引き続き検査対象となっています(IICA法第39条)。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第17条により、

- (ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定(以下「一般勘定」といいます。)
- (4)有償資金協力業務に係る勘定(以下「有償資金協力勘定」といいます。) に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外 務省 ODA(政府開発援助)一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘 定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の 予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機 関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、 国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加 して出資することができます(JICA 法第5条第2項)。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。(通則法第46条)。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入を行なうことができます(通則法第45条)。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入又は国際協力機構債券を発行することができます(JICA 法第32条)。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約を 行なうことができます (JICA 法第 34 条)。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の3 倍に相当する額までとなっています(JICA 法第33条)。また、当機構は毎事業年度の債券発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません(JICA 法第32条第3項)。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています(通則法第38条)。また、有償資金協力勘定においては、半期ごとに財務諸表を作成し、当該半期経過後2月以内又は当該事業年度終了後3月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています(JICA 法第28条)。当機構は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています(通則法第39条)。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず(通則法第41条)、主務大臣により選任されます(通則法第40条)。

(v) 民間金融機関との関係(有償資金協力業務)

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず(JICA 法第 14 条第 1 項)、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合(同条第 2 項)、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合(同条第 3 項)に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができるとされています。

(vi)日本政府の「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」における国際協力機構債券の 位置づけ

日本政府の SDG s 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」 (2016 年 12 月 22 日決定) において、国際協力機構債券 (社会貢献債) の発行が資金動員 (国内の民間資金を開発途上国のために動員する) の具体的施策のひとつに位置づけられ

ました。これは、SDG s 達成に向けた開発途上国の取組について、公的資金のみならず、民間資金も動員して支援する、という考えに基づくものです。

日本政府の「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策」における当機構の債券発行の位置づけは以下のとおりです。

具体的施策および概要	社会貢献債の発行(JICA) JICA債の発行を通じて国内の民間資金を成長市場である開発途 上国のために動員する
該当する SDGs の目標お よびターゲット	「持続可能な開発目標 (SDGs)」目標 17 (実施手段): 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 「持続可能な開発目標 (SDGs)」ターゲット 17.3: 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する

「SDGs 実施指針改定版」(2019 年 12 月 20 日、一部改訂)においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs 達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。

上記の内容は首相官邸及び外務省のホームページで公表されています。 「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策(付表)」 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (外務省仮訳)」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf

「SDGs 実施指針改定版」(2019年12月) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryou1.pdf

(5) 開発途上国政府、国際援助機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研 修・招聘を通じた人的ネットワークの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働し て援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発 展に協力しています。他援助機関との関係については、国連機関(国連開発計画(UNDP)、 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)など)、国際開発金融機関(世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、米州開発銀行(IDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)など)、 及び二国間援助機関(米国国際開発庁(USAID)、ドイツ国際協力公社(GIZ)、ドイツ復興金 融公庫(KfW)、フランス開発庁(AFD)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF)など) や新興ドナー(中国輸出入銀行、タイ周辺国経済開発協力機構(NEDA))などとの間で、ト ップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換や 人材交流等を行っています。こうした開発途上国政府や援助機関の協力関係の構築は、ノウ ハウや知見の共有だけでなく、開発効果の最大化や成果の持続性の点から高い意義があり ます。例えば、他援助機関との協調融資による事業の実現・拡大や、相手国政府・援助機関 間での調達・財務管理手続きの調和化などの取組は、開発効果をより増大させるとともに、 開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、効率的な事業の実施と開発途上国政 府のオーナーシップの向上に繋がっています。

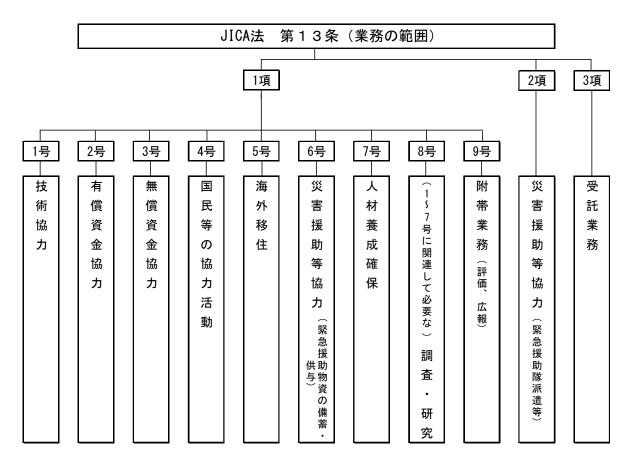
当機構は地方自治体、大学、NGO、民間企業との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。特に、開発途上国の社会経済開発における民間部門のプレゼンスの増大と、SDGs の経営戦略への取り込み等の民間企業の活動の変化に伴

い、民間部門との連携を強化しております。2008 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室 (現民間連携事業部)を設置して以降、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、開発途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指して関連する事業を行ってきました。そして、周辺環境整備(企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応(インフラ整備のみならず、政策・制度整備や人材育成を含む))、海外投融資、中小企業等の海外展開支援、その他 CSR 活動や開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献するビジネスとの連携など、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。また、2019 年には、JICA は、「民間企業との連携強化方針」を策定し、企業との共創を通じた開発効果の拡大及び地方創生を含む我が国経済への貢献に向けて体制整備等の取り組み方針を定めています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、2008年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA法第13条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①~⑥のとおりです。

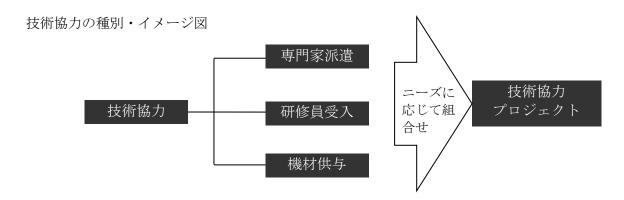


① **技術協力**(JICA 法第 13 条第 1 項第 1 号)

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上、組織強化、政策・制度の改善及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としています。

- ・ 専門家派遣:開発途上国に日本人専門家(必要に応じ第三国の専門家)を派遣し、当該 国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技 術や制度の開発、啓発や普及などを実施。
- 研修員受入:開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な技術や知識に関する研修を実施(主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施)。
- ・ 機材供与:専門家などが効率的な協力を実施するに当たって、必要な機材を相手国に供 与。
- ・ 技術協力プロジェクト:一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意 した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最 適な形で組み合わせて実施。
- ・ 開発計画調査型技術協力:公共事業計画策定や政策立案に係る支援を主目的とするものであって、その過程において、相手国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手 法の技術移転も実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、環境保全、 気候変動対策、DX、法整備、公共財政管理、金融市場開発、平和構築・復興等多様化しており、 その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更 に相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待してい ます。また技術協力は、"人を介した協力"であるため、両国国民レベルでの相互理解に大き な役割を果たしています。



② 有**偕資金協力** (TICA 法第 13 条第 1 項第 2 号)

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件(譲許的な条件)で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、「円借款」と呼ばれる開発途上国の政府若しくは政府機関・地方公共団体、又は国際機関向けの融資業務と「海外投融資」と呼ばれる民間部門等への出資・融資業務が存在します。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会発展を支える基幹インフラの整備が不十分です。また、HIV/エイズやマラリア、先般の新型コロナウイルスなどの感染症、気候変動、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題も顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、開発途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難です。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援しています。

開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

当機構は有償資金協力業務においても、国際社会の共通目標である SDGs や、日本政府の「開発協力大綱」を踏まえ、「質の高い成長」、「平和構築の促進」、「地球規模課題への取組みの強化」等に貢献する分野への支援を積極的に行ってきました。円借款による支援地域は、日本と

地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 110 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

また、2015 年 11 月 21 日にマレーシアのクアラルンプールにて行われた ASEAN ビジネス投資サミットにおいて、安倍総理大臣(当時)より「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策について発表され、2016 年 5 月 26 日から 27 日に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表されました。更に 2019 年 6 月 28 日から 29 日に開催された G20 大阪サミットでは「質の高いインフラ投資原則」が首脳宣言に盛り込まれました。これらを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款やハイスペック借款の適用拡大、STEP(本邦技術活用条件)制度の改善やドル・ユーロ・現地通貨建て海外投融資など、円借款・海外投融資の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款: 道路、鉄道、港湾・空港、発電所・送電網、上下水道や灌漑設備の 建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や 土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款:プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス(現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等)を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィージビリティ調査(Feasibility Study:F/S)等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款 (ツーステップ・ローン):借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の 当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の 生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終 受益者に資金がわたるまでに段階が 2 つ以上の金融機関を経由する手順となるので、 ツー・ステップ・ローン (Two Step Loan: TSL) とも呼ばれます。この借款では、民間 の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介させることによっ て、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン:複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務及びコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。

2) ノン・プロジェクトタイプ

・ 開発政策借款:政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援する ための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、 又は貧困削減戦略実施等を支援するものです。近年は、その方向性に沿った改革項目が 当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結、資金が 供与され、当該国政府の政府予算に組み込まれるタイプのもの(バックワード・ルッキ ング型といいます。)が、主体となっています。達成の確認の際には、将来の改革項目 についても協議し、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、 国際開発金融機関(世界銀行等)との協調融資の形をとることが多くあります。

また日本政府及び当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資機能の再開に係る議論を進めました。2012年10月16日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合においてその本格再開が決定されました。2021年度は、計13件の投融資案件を新規に承諾しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

円借款供与条件表 (2022年4月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たりGNI (2020年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件	
L D Cかつ (US\$ 1,0	貧困国 ^(注1) 045以下)				0.01	40	10	アンタイ	
				基準	0.25	30	10		
		ハイスペック	固定金利	オプション1	0.20	25	7		
		(注2:以下同じ)	固足並利	オプション2	0.15	20	6		
	L			オプション3	0.10	15	5		
				長期オプション	TORF+40bp	40	10		
			変動金利	基準 オプション1	TORF+30bp TORF+25bp	30 25	10 7		
			(注4:以下同じ)	オプション2	TORF+20bp	20	6		
1. [ос	優先条件 (注3:以下同じ)		オプション3	TORF+15bp	15	5		
		(A10. ACT M.C)		基準	0.65	30	10		
又	は		固定金利	オプション1	0.50	25	7	アンタイ	
#			四化亚利	オプション2	0.40	20	6	1231	
	型国 045以下)			オプション3	0.25	15	5		
(05\$ 1,0	045 kl F)			長期オプション	TORF+50bp	40	10		
			亦料会刊	基準	TORF+40bp	30	10		
			変動金利	オプション1 オプション2	TORF+35bp TORF+30bp	25 20	7		
		一般条件		オプション3	TORF+25bp	15	5		
		MAXIT!		基準	0.75	30	10		
			田中人和	オプション1	0.60	25	7		
			固定金利	オプション2	0.50	20	6		
				オプション3	0.35	15	5		
				基準	0.50	30	10		
		ハイスペック	固定金利	オプション1	0.45	25	7		
				オプション2	0.40	20	6		
	US\$ 1,046 以上 US\$ 4,095				オプション3	0.35	15	5	
					長期オプション	TORF+90bp TORF+70bp	40 30	10 10	
					変動金利	基準 オプション1	TORF+60bp	25	7
			**************************************	オプション2	TORF+50bp	20	6		
		優先条件		オプション3	TORF+40bp	15	5		
					基準	1.05	30	10	
低•中所得国			固定金利	オプション1	0.90	25	7	アンタイ	
			回足亚利	オプション2	0.70	20	6	1231	
	以下			オプション3	0.50	15	5		
				長期オプション	TORF+110bp	40	10		
			変動金利	基準	TORF+90bp	30 25	10 7		
			友勤並刊	オプション1 オプション2	TORF+80bp TORF+70bp	20	6		
		一般条件		オプション3	TORF+60bp	15	5		
		nazis II		基準	1.25	30	10		
			田中人が	オプション1	1.10	25	7		
			固定金利	オプション2	0.90	20	6		
				オプション3	0.70	15	5		
				基準	0.70	30	10		
		ハイスペック	固定金利	オプション1	0.65	25	7		
		4 0 A B 30		オプション2	0.60	20	6		
			-	オプション3 長期オプション	0.55 TORF+110bp	15 40	5 10		
				長期オブション	TORF+110bp	30	10		
			変動金利	本学 オプション1	TORF+80bp	25	7		
				オプション2	TORF+70bp	20	6		
		優先条件		オプション3	TORF+60bp	15	5		
				基準	1.25	30	10		
中進国以上	US\$ 4,096		固定金利	オプション1	1.10	25	7	アンタイ	
. ~=~~	以上		F-1 /C 3E 17	オプション2	0.90	20	6	, , , , ,	
				オプション3	0.70	15	5		
				長期オプション	TORF+130bp	40	10		
			変動金利	基準サポション・1	TORF+110bp	30	10 7		
			友 判 並 利	オプション1 オプション2	TORF+100bp TORF+90bp	25 20	6		
		一般条件		オプション3	TORF+80bp	15	5		
		nA.A.IT		基準	1.45	30	10		
			田本 4 至	オプション1	1.30	25	7		
			固定金利	オプション2	1.10	20	6		
				オプション3	0.90	15	5		
	STEP ^(注5)		固定金利	基準	0.10	40	10	タイ	

コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。

- プログラム借款オプション 協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資をの償還期間と同一にすることができる。 (注1)LDCかつ貧困国がLDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。 (注2)ハイスペック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。

- (注2)ハイスペック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用、適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。
 (注3) LDC 又は貧困国以上の所得階層で優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。
 (注4) TORF (6か月物) 部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。
 (注5) STEP (本邦技術活用条件) は、OECDルール上タイド借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やソウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やソウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP 対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。但し、LDC (国連開発計画委員会のLDC リスト掲載ページを参照 を除く。
 (注6) 災害復旧分野・災害復旧クタンド・パイ借款を含む)は斯得階層にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧分タンド・パイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間
- (据置期間)である20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。
- (注7)PPPインフラ信用補完スタンド・パイ借款は所得階層にかかわらず変動金利のみとし、金利6か月TORF+35~55bp、償還期間は最長40年(最長コミットメント期間=30年+10年)の 範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。

(参老)

- ・IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。
 ・一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。
 ・中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。

所得階層	3	一人当たり GNI	
かつ			アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	L D 又/ 貧 压 \$ 1,04	す	アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、セネガル、ソロモン諸島、タンザニア、ツバル、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ベナン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得 国		US\$ 1,046 以上 US\$ 4,095 以下	アルジェリア、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、ジンバブエ、スリランカ、タジキスタン、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ベリーズ、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モロッコ、モンゴル
中進国以上		US\$ 4,096 以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、イラク、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モルドバ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

③ 無償資金協力 (JICA 法第 13 条第 1 項第 3 号)

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、公衆衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、 運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予 防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

④ ボランティア事業 (JICA 法第 13 条第 1 項第 4 号の一部)

ボランティア派遣事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、(1)開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、(2)異文化社会における相互理解の深化と共生、(3)ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は事業発足以来50年を超える長い歴史を持ち、2022年3月末現在、青年海外

協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの4つのJICAボランティアプログラムすべての累計派遣者数は5万4,700人を超えています。

2019年より、総称を JICA 海外協力隊と改めました。

(i) 青年海外協力隊/海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を支援するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、職種は約190種と多岐にわたります。

(ii)シニア海外協力隊

幅広い技術や豊かな職業経験をもつ人材を募り、開発途上国からの一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。協力分野は青年海外協力隊/海外協力隊と同様 多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊

中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献するものです。日系社会シニア海外協力隊は、一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。

⑤ **国際緊急援助**(JICA 法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項)

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が脆弱であるため、 十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

1979 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、1987 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法)が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、当機構が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、当機構は世界 4 ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに 1992 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協力法)との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。国際緊急援助隊の事務局機能は JICA 国際緊急援助隊事務局が担っています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、当機構職員等から構成され、政府の派遣決定から24時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された 医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から 48 時間以内に 日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

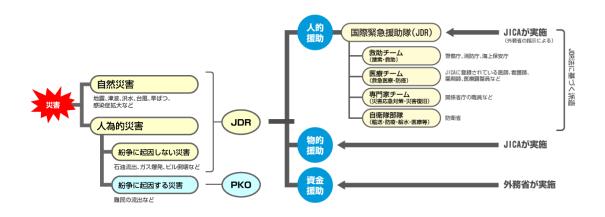
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被 災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測 等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を 行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦され た技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

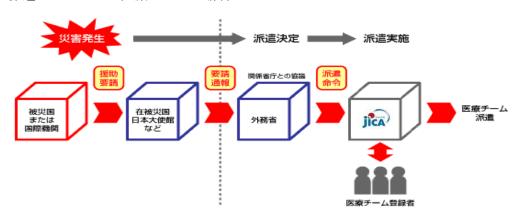
大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動(医療・防疫、給水)や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。

(v) 感染症対策チーム

2014年に西アフリカで感染が拡大したエボラ出血熱への対応を踏まえ、2015年10月に新たに設立されたチームです。このチームは感染症に関する幅広い支援を実施するため、「疫学」、「検査診断」、「診療・感染制御」、「公衆衛生対応」の4つの専門機能と、自己完結型の活動を行うための「ロジスティック」を合わせた5つの機能から構成されます。



派遣のプロセス:医療チームの場合



⑥ 研究活動(JICA 法第 13 条第 1 項第 8 号)

2008年10月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA は、故緒方貞子氏の功績を称え、2020 年 4 月 1 日付で、「JICA 研究所」の名称を「国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所」(略称: JICA 緒方研究所)に変更いたしました。

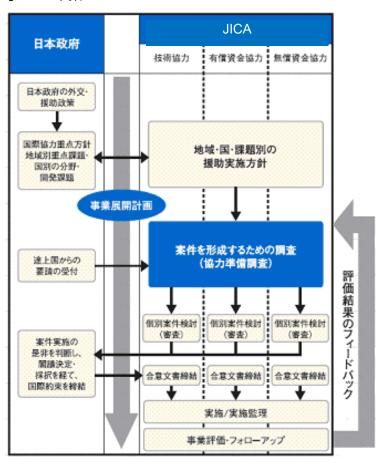
(2) 業務フロー

① 日本政府の政策と JICA の事業実施

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 政策・戦略に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICA の事業フロー



② プロジェクトの PDCA サイクルと事業評価

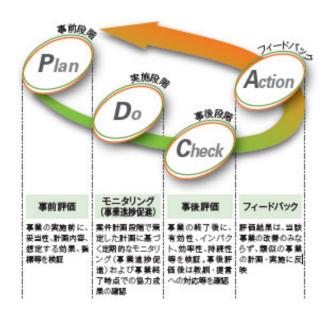
PDCA サイクルとは、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、Plan、Do、Check、Action の 4 ステップからなります。JICA の事業評価は、援助スキームにかかわらず、プロジェクトの PDCA サイクルと一体不可分の関係にあります。支援の期間や効果発現のタイミング等といった援助スキームの特性を考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによるモニタリングと評価を実施しています。このように PDCA サイクルの各段階でモニタリングと評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。国際的な事業評価基準である経済開発協力機構援助委員会(OECD-DAC)の評価基準の改定を踏まえ、2021 年度より新しい事業基準に基づき事業評価を実施しています。個別事業(有償資金協力、無償資金協力、技術協力)の事前評価及び事後評価結果は JICA のホームページで公表しています。また、事業評価にかかる取り組みや事業の評価結果についてわかりやすく公表するため、事業評価年次報告書を作成・発行しています。

(事業評価案件検索)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php

(事業評価年次報告書)

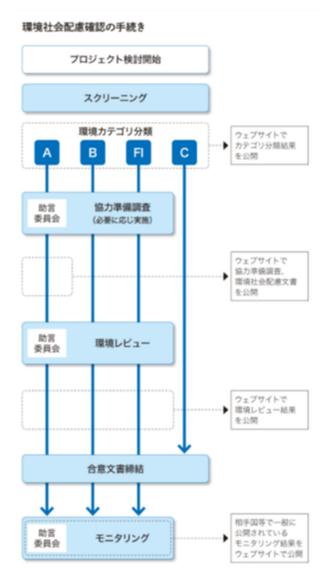
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/index.html



③ 環境社会配慮ガイドライン

当機構は、「国際協力機構環境社会配慮のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)を指針とし、業務運営を行っています。開発途上国向けの協力事業の環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、ガイドラインに基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や相手国等が 作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するた めに、異議申立手続を整備しています。



ガイドラインは、環境や社会への影響の度 合いに応じて個別事業を 4 つのカテゴリ(下 図) に分類する「スクリーニング」、事業実施 を決定する際に環境社会配慮の確認を行う 「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や 社会への影響を調査する「モニタリング」の3 つの工程から成ります (左図)。各工程におい ては、説明責任の確保と多様なステークホル ダーの参加を確保するため、環境社会配慮に 関する情報公開を相手国等の協力の下で積極 的に行っています。環境レビューにおいては、 環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性があ る事業について、相手国等から提出された環 境社会配慮文書などに基づき、事業がもたら す可能性のある負の影響を確認し、これを回 避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影 響が残る場合には代償するために必要な方策 を評価しています。

環境カテゴリ分類

カテゴリ

環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる

カテゴリ B 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト

カテゴリ

環境や社会への望ましくない影響が、最小限、または ほとんどないと考えられるプロジェクト

カテゴリ FI JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサププロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクトを査)前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

なお、今般、ガイドラインを改正し、2022年1月4日付で「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月版)を公布し、2022年4月1日付で施行いたしました。

(注) 2022 年 4 月 1 日以降に要請を受領した案件は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 (2022 年 1 月版) を適用しています。2022 年 3 月 31 日以前に要請を受領した案件には、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月版)、2010 年 6 月 30 日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002 年 4 月制定)及び「JICA環境社会配慮がイドライン」(2004 年 4 月制定)を適用しています。

(国際協力機構環境社会配慮ガイドライン)

https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html

3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第17条により、

- (ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定(一般勘定)、
- (イ)有償資金協力業務に係る勘定(有償資金協力勘定)

に区分して経理を行っております。

② 会計基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」(平成 15 年外務省令第 22 号)等に基づき作成しております。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第38条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、JICA法第28条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第44条第1項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第3項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができるとされています。また、中期目標の期間の最終年度においては、JICA法第31条第1項に基づき、積立金のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができるとされており、残余があるときは同条第2項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 4 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残額がある場合には同条第 7 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

当機構有償資金協力勘定における準備金積立額と国庫納付額

(単位:百万円)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
利益金	79, 188	77, 771	95, 645	33, 007	22, 811
(準備金積立額)	79, 188	77, 771	95, 645	33, 007	22, 811
(国庫納付額)	-	-	_	-	-

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入 予算の範囲内で組まれており、借入は行っていません。 一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

2022 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	15年(据置5年後元金均等償還、借入上限 617億円)		
固定	20年(据置5年後元金均等償還、借入上限 770億円)	借入期間に応じ、国債の	
固定	25 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 850 億円)	流通利回りを基準として、償還方法や据置期間	有償資金
固定	30年(据置5年後元金均等償還、借入上限 1,180億円)	等の償還形態の違いを 反映した上で財務大臣	協力業務
固定	35 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 1,150 億円)	が決定	
固定	40年(据置5年後元金均等償還、借入上限 670億円)		

(ii) 政府保証外債

当機構は2014年より政府保証外債の発行を開始し、これまでに合計39.8億米ドルを発行しました。

	発行日	発行額
第1次	2014年 11月 13日	5 億米ドル
第2次	2016年 10月 20日	5 億米ドル
第3次	2017年 4月27日	5 億米ドル
第4次	2018年 6月12日	5 億米ドル
第 5 次	2020年 7月22日	5 億米ドル
第6次	2021年 4月28日	5.8億米ドル
第7次	2022年 5月25日	9 億米ドル

(iii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っておりませんでしたが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 8,140 億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

なお、国際協力機構債券(ソーシャルボンド)の発行は、日本政府の SDG s 達成に向けた 実施指針である「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(2016 年 12 月 22 日決定)におい て、資金動員(国内の民間資金を開発途上国のために動員する)の具体的施策のひとつに位 置づけられました。「SDGs 実施指針改定版」(2019 年 12 月 20 日、一部改訂)においても、 「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャ ルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債と しての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs 達成のために民間資金 を動員するツールとして明記されています。なお、「持続可能な開発目標(SDGs)を達成す るための具体的施策(付表)」及び「SDGs 実施指針改定版」は以下から参照できます。

「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策(付表)」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf

「SDGs 実施指針改定版」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryou1.pdf

【財投機関債の発行実績】

	機関側の発行失順』 発行日	発行額
 第 1 回国際協力機構債券	2008年12月19日	300 億円
 第 2 回国際協力機構債券	2009年 6月19日	300 億円
第3回国際協力機構債券	2009年12月16日	200 億円
第4回国際協力機構債券	2010年 6月18日	200 億円
第5回国際協力機構債券	2010年 9月15日	200 億円
第6回国際協力機構債券	2010年 12月 15日	200 億円
第7回国際協力機構債券	2011年 6月16日	200 億円
第8回国際協力機構債券	2011年 9月26日	150 億円
第9回国際協力機構債券	2011年 9月26日	50 億円
第 10 回国際協力機構債券	2011年 12月 20日	100 億円
第 11 回国際協力機構債券	2011年 12月 20日	100 億円
第12回国際協力機構債券	2012年 6月22日	100 億円
第13回国際協力機構債券	2012年 6月22日	100 億円
第 14 回国際協力機構債券	2012年 9月24日	100 億円
第 15 回国際協力機構債券	2012年 9月24日	100 億円
第 16 回国際協力機構債券	2012年 12月 26日	100 億円
第 17 回国際協力機構債券	2012年 12月 26日	100 億円
第 18 回国際協力機構債券	2013年 6月20日	100 億円
第 19 回国際協力機構債券	2013年 6月20日	100 億円
第 20 回国際協力機構債券	2013年 9月20日	100 億円
第 21 回国際協力機構債券	2013年 9月20日	100 億円
第 22 回国際協力機構債券	2013年 12月24日	100 億円
第23回国際協力機構債券	2014年 2月21日	100 億円

第 24 回国際協力機構債券	2014年 6月20日	100 億円
第 25 回国際協力機構債券	2014年 6月20日	100 億円
第 26 回国際協力機構債券	2014年 9月22日	100 億円
第 27 回国際協力機構債券	2014年 9月22日	100 億円
第 28 回国際協力機構債券	2014年 12月22日	100 億円
第 29 回国際協力機構債券	2015年 6月22日	100 億円
第30回国際協力機構債券	2015年 6月22日	100 億円
第31回国際協力機構債券	2015年 9月24日	100 億円
第 32 回国際協力機構債券	2015年 9月24日	100 億円
第33回国際協力機構債券	2015年 12月21日	100 億円
第 34 回国際協力機構債券	2016年 2月12日	100 億円
第 35 回国際協力機構債券	2016年 6月20日	100 億円
第 36 回国際協力機構債券	2016年 6月20日	100 億円
第 37 回国際協力機構債券	2016年 9月20日	200 億円
第 38 回国際協力機構債券	2016年 9月20日	150 億円
第 39 回国際協力機構債券	2017年 2月20日	50 億円
第 40 回国際協力機構債券	2017年 6月28日	100 億円
第 41 回国際協力機構債券	2017年 6月28日	100 億円
第 42 回国際協力機構債券	2017年 9月20日	200 億円
第 43 回国際協力機構債券	2017年 12月 20日	200 億円
第 44 回国際協力機構債券	2018年 6月28日	150 億円
第 45 回国際協力機構債券	2018年 6月28日	100 億円
第 46 回国際協力機構債券	2018年 9月20日	200 億円
第 47 回国際協力機構債券	2018年 12月 20日	150 億円
第 48 回国際協力機構債券	2019年 6月20日	100 億円
第 49 回国際協力機構債券	2019年 6月20日	100 億円
第 50 回国際協力機構債券	2019年 9月20日	120 億円
第 51 回国際協力機構債券	2019年 12月 20日	180 億円
第 52 回国際協力機構債券	2020年 3月19日	100 億円
第 53 回国際協力機構債券	2020年 6月26日	100 億円
第 54 回国際協力機構債券	2020年 6月26日	130 億円
第 55 回国際協力機構債券	2020年 9月28日	100 億円
第 56 回国際協力機構債券	2020年 9月28日	120 億円
第 57 回国際協力機構債券	2020年 12月 25日	100 億円
第 58 回国際協力機構債券	2020年 12月 25日	50 億円
·		

第 59 回国際協力機構債券	2021年6月29日	100 億円
第60回国際協力機構債券	2021年6月29日	100 億円
第61回国際協力機構債券	2021年9月27日	100 億円
第62回国際協力機構債券	2021年9月27日	100 億円
第63回国際協力機構債券	2022年1月28日	100 億円
第 64 回国際協力機構債券	2022年1月28日	70 億円
第65回国際協力機構債券	2022年2月7日	30 億円
第 66 回国際協力機構債券	2022年7月22日	110 億円
第 67 回国際協力機構債券	2022年7月22日	130 億円

(iv) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績及び2022年度予算は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 度
	実績	実績	実績	実績	実績	予算
財政投融資	4, 576	3, 866	2, 319	7, 210	5, 874	6, 417
うち財政融資資金借入金	4, 026	3, 321	2, 319	6, 675	5, 241	5, 237
うち政府保証債	550	545	0	535	633	1, 180
政府一般会計からの出資金	452	460	673	514	470	471
財投機関債	600	600	600	600	600	800
回収金等によるその他自己 資金等	5, 758	5, 967	7, 483	6, 063	6, 938	6, 512
合 計	11, 385	10, 894	11, 075	14, 388	13, 882	14, 200

4. 関係会社等の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等による当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 令和3 事業年度財務諸表(有償資金協力勘定)、附属明細書(13)関連会社の明細」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1 令和3 事業年度財務諸表(法人単位)、附属明細書(18)関連会社及び関連公益法人等の明細」をご参照下さい。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること(海外投融資)が含まれます(JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ)。当機構の出資案件は次表の通りです。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取組んでいきます。

(2) 【参考】当機構の出資案件は、以下のとおりです。(2022年3月31日時点)

①関係会社等の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資 年月	資本金	議決権の保有 割合(%)	相手国又は 対象地域
アマゾンアルミ ナ・アルミニウ ム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニ ウム株式会社	アマゾン地域におけるアルミナ生 産及びアルミ製錬	1978年 8月	53, 315 百万円	44. 9	ブラジル
サウジアラビア メタノール製造 合弁事業	日本・サウジアラビア メタノール株式会社	アルジュベール工業地帯における メタノールの製造	1979 年 12 月	2,310 百万円	30. 3	サウジアラ ビア
サウジアラビア 石油化学製品製 造合弁事業	サウディ石油化学株式 会社	アルジュベール工業地帯における エチレングリコール等石油化学製 品の製造	1981 年 6 月	14, 200 百万円	37. 1	サウジアラ ビア
バングラデシュ KAFCO 肥料製造合 弁事業	カフコジャパン投資株式会社	チッタゴン市における尿素及びア ンモニアの製造	1990 年 7月	5,024 百万円	46. 4	バングラデ シュ
ムシパルプ製造 事業	スマトラパルプ株式会 社	南スマトラ・ビリンビン地区において、アカシアの植林木を原料と するパルプ工場を建設、パルプを 生産する	1995 年 4 月	100 百万円	42. 7	インドネシ ア
パキスタン貧困 層向けマイクロ ファイナンス事 業	HBL Microfinance Bank Limited	マイクロファイナンス事業をパキ スタン国内で拡大するにあたり、 必要となる資金を当機構が海外投 融資を通じて支援するもの	2012年 4月	4,731 百万パキスタ ンルピー	非公表	パキスタン
ミャンマー国テ ィラワ経済特別 区(Class A 区域) 開発事業	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	ヤンゴン市近郊に位置するティラ ワ経済特別区 (SEZ) において、 早期開発区域の工業団地開発・販 売・運営事業を支援するもの	2015年 3月	27 百万米ドル	非公表	ミャンマー
日本 ASEAN 女性 エンパワーメン トファンド	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN 諸国等アジア地域における 女性のエンパワーメントを支援す るマイクロファイナンス機関向け 投融資	2016 年 10 月	295 百万米ドル	24. 9	アジア
サブサハラ・ア フリカ地域オフ グリッド太陽光 事業	WASSHA 株式会社	サブサハラ・アフリカの未電化地 域における LED ランタンの充電・ レンタル事業	2016年 10月	100 百万円	非公表	アフリカ
イーストウエス ト医科大学病院 事業	Ship Aichi Medical Service Limited	バングラデシュ・ダッカにおける 民間総合病院の設立・運営	2019 年 5 月	3, 393 百万タカ	16. 5	バングラデ シュ
金融アクセス向 上マイクロファ イナンス事業	五常・アンド・カンパ ニー株式会社	開発途上地域におけるマイクロフ ァイナンス事業の出資・運営	2019年 9月	3, 382 百万円	非公表	開発途上地域
廃棄物バイオ リサイクル事業	Sanergy, Inc.	ケニアで有機廃棄物を回収し昆虫 飼料・有機肥料にリサイクルする 事業	2021 年 10 月	19.4 百万米ドル	非公表	ケニア

②その他出資案件の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資 年月	ファンド想定 規模等	議決権の保有 割合(%)	相手国又は 対象地域
中南米 省エネ・再 生可能エネルギー 事業	MGM Sustainable Energy Fund, L.P.	コロンビア、メキシコ及び中米・カリブ地域を対象に省エネリース事業及び一部再エネ(中規模~10MW程度太陽光発電等)事業を行うファンドに対する出資を行う	2015 年 1 月	63 百万米ドル	非公表	中南米
中東・北アフリカ 支援ファンド	IFC Middle East and North Africa Fund, LP	中東・北アフリカ地域において金融、インフラ、製造等の事業に従事する企業・事業へ投資するもの	2016 年 6 月	108 百万米ドル	非公表	中東・北アフリカ
アジアインフラパ ートナーシップ信 託基金	Leading Asia's Private Infrastructure Fund	アジア諸国において官民連携パートナーシップ(PPP)等による質の高いインフラ開発事業を支援するもの	2017年 1月	1,500 百万米ドル	非公表	アジア
中南米省エネ・再 生可能エネルギー 事業Ⅱ	MGM Sustainable Energy Fund L.PII	中南米・カリブ地域を中心とする 開発途上地域における様々な省エ ネ事業や再生可能エネルギー事業 に投融資するファンド	2019 年 5 月	125 百万米ドル	非公表	中南米
サブサハラ・アフ リカ地域中小企業 支援インパクト投 資事業	I&P Afrique Entrepreneurs II LP	サブサハラ・アフリカ地域の中小 企業等への投融資を行うファンド	2020 年 1月	92 百万ユーロ	非公表	アフリカ
女性の金融アクセ ス向上事業	Women's World Banking Capital Partners II LP	開発途上地域における女性向け金融サービスを提供する金融機関へ 投融資するファンド	2020 年 8月	75 百万米ドル	非公表	開発途上地域
COVID-19 新興国中 小零細企業支援フ ァンド	COVID-19 Emerging & Frontier Markets MSME Support Fund	新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大の影響緩和を目的として、開発途上地域の中小零細企業向けに金融サービスを提供するマイクロファイナンス機関へ融資するファンド	2021 年 3 月	350 百万米ドル	非公表	開発途上地域
DX 新興企業成長支 援投資事業	Rebright Partners IV 投資事業組合	インドにおいて Digital Toransformation (DX)に取り組む スタートアップ企業への出資及び 日系企業との業務連携促進を行う ファンド	2021 年 12 月	8 百万米ドル	非公表	インド
中小企業支援インパクト投資事業	SVL-SME Fund	インド国内の社会・環境面の課題 解決に取り組む中小企業への投資 を行うファンド	2022 年 2 月	114 百万米ドル	非公表	インド

5. 職員の状況

	2022年1月1日現在
職員数	1,955名

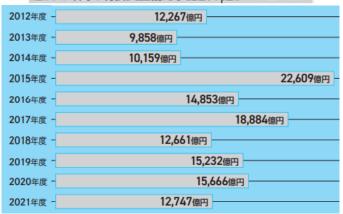
第2 事業の状況

1. 2021 年度の事業概要

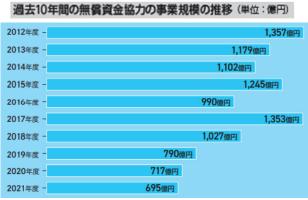
① 総括

2021 年度の当機構事業実績として(注1)、有償資金協力承諾額(注2)は12,747億円であり、前年度比18.6%(2,919億円)減となりました。技術協力経費(注3)は1,918億円で前年度比45.7%(602億円)増、無償資金協力の事業規模(注4)は2021年度総額695億円と前年度比3.2%(229億円)減となりました。

過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位:像円)





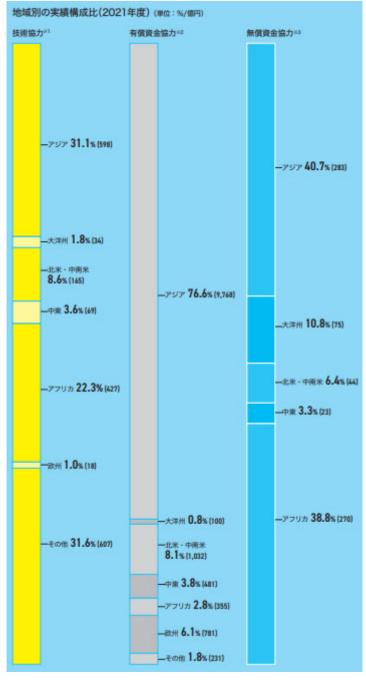


- (注1) 図表及び本文中の各実績額は小数第1位四捨五入のため、合計値が合わないことがあります。
- (注2) 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
- (注3) 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
- (注4) 贈与契約 (G/A) が締結された案件の供与限度額。

② 地域別の実績構成比

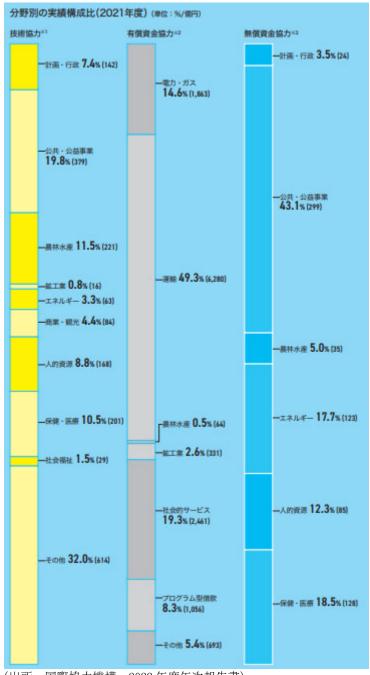
下表は、2021 年度に当機構が実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の 実績を表しています。

技術協力については、アジア 31.1%、アフリカ 22.3%、北米・中南米 8.6%の順で割合が多くなっています。また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア 76.6%、北米・中南米 8.1%、欧州 6.1%の順と、2020 年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。 無償資金協力では、アジア 40.7%、アフリカ 38.8%、大洋州 10.8%と、2020 年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。 なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。



③ 分野別の実績構成比

下表は、2021 年度の分野別の実績構成比(金額ベース)を示しています。技術協力につい ては、公共・公益事業 19.8%、農林水産 11.5%、保健・医療 10.5%の順となっています。有償 資金協力については、運輸分野への協力実績が49.3%、次いで社会的サービス19.3%、電力・ ガス 14.6%の順で割合が高くなっています。無償資金協力については、公共・公益事業が 43.1%、 次いで保健・医療 18.5%、エネルギー17.7%となっています。



④ 形態別の人数実績

2021 年度の当機構の事業の形態別人数実績は、研修員受入(新規)が21,735人、専門家派遣(新規)が2,583人、調査団派遣(新規)が1,992人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣(新規)が312人、その他海外協力隊派遣(新規)が43人となっています。

	新規	累計	
研修員受入	21,735人	676,079人	(1954~2021年度)
専門家派遣	2,583人	199,925人	(1955~2021年度)
調査団派遣	1,992人	305,942人	(1957~2021年度)
青年海外協力隊/海外協力隊派遣	312人	46,493人	(1965~2021年度)
その他海外協力隊派遣	43 人	7,998 人	(1999~2021年度)=4

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のミッションとビジョン

JICA のミッションは、開発協力大綱の下、「人間の安全保障と質の高い成長の実現」です。このミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」をビジョンに掲げ、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐことを目指します。

ミッション Mission

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

JICA, in accordance with the Development Cooperation Charter, will work on human security and quality growth.

ビジョン Vision

世界を信頼でつなぐ Leading the world with trust

JICA は、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、 自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、世界を信頼でつなぎます。

JICA, with its partners, will take the lead in forging bonds of trust across the world, aspiring for a free, peaceful and prosperous world where people can hope for a better future and explore their diverse potentials.

アクション Actions

使命感 Commitment

誇りと情熱をもって、使命を達成します。

Commit ourselves with pride and passion to achieving our mission and vision.

現場 Gemba

現場に飛び込み、人びとと共に働きます。

Dive into the field ("gemba") and work together with the people.

大局観 Strategy

幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。

Think and act strategically with broad and long-term perspectives.

共創 Co-creation

様々な知と資源を結集します。

Bring together diverse wisdom and resources.

三 革新 Innovation

革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

Innovate to bring about unprecedented impacts.

(2) 中期計画

JICA は通則法第30条に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2022年度より開始した第5期中期計画(2022~2026年度)では、持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みと開発協力大綱で掲げる4つの重点課題(インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題)、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。加えて、第5期中期計画では、「①「自由で開かれたインド太平洋」の実現、国際社会でのリーダーシップの発揮、②国の発展を担う親日派・知日派リーダーの育成、③気候変動・環境への取組の強化、④我が国社会経済の活性化及び内なる国際化への貢献」に関する取組をより一層強化することとしています。

これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

(3) ODA に関する政策・国際公約の遂行

当機構は、我が国の ODA を一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODA に関する主な政策

·「開発協力大綱」(2015年2月10日閣議決定)

政府開発援助(ODA)大綱(1992年6月閣議決定、2003年改定)は我が国のODA政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国のODAが更なる進化を遂げるべく政府開発援助(ODA)大綱が改訂され開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。

「開発協力大綱」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf

・「国家安全保障戦略」(2013年12月17日閣議決定)

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段として ODA を活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」

http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou.html

・「インフラシステム海外展開戦略 2025 (令和3年6月改訂版)」(2021年6月)

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODA を含む官民一体となった取組を推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後 5 年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記 3 本柱とされています。

- (1) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現
- (2) 展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献
- (3) 質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

「インフラシステム海外展開戦略 2025 (令和3年6月改訂版)」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf

「インフラシステム海外展開戦略 2025」の追補(令和4年6月3日公表) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai54/kettei_1.pdf

② ODA に関する国際公約

・「持続可能な開発目標(SDGs)」

2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標 (SDGs)」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。MDGs では、「社会」(教育、保健、ジェンダー平等等) に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGs では、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題などの課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」(エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等)及び「経済」(経済成長・雇用、インフラ・産業等)に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の 3 側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標(SDGs)」

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

(4) 気候変動に対する取り組み

当機構は、SDGs をはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な課題の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

① ガバナンス

JICA は、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣(JICA の場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらの計画に基づき業務を実施しています。また、JICAでは、主務大臣から認可を受ける「業務方法書」に基づき、組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議・報告する理事会を設置しています。各年度の終了時と中期計画の終了時には、計画の達成状況・実績を自己評価し、理事会での審議を経て、その結果を主務大臣に提出し、公表しています。また、主務大臣は業務実績を評価し、その結果を JICA に通知し、公表しています。(詳細は「第1発行者の概況、3.事業の内容、3-1.当機構の概要、(4)日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照)。

開発途上国向けに当機構が協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています(詳細は本説明書「第1発行者の概況、3.事業の内容、3-2.当機構の業務内容、(2)業務フロー、②プロジェクトのPDCAサイクルと事業評価」ご参照)。

当機構は、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA 環境方針」を 2015 年 10 月に策定しています。これに続き、開発途上国向けに JICA が協力する気候変動対策事業に関する戦略を 2021 年 7 月に策定しています。また、上述の「業務方法書」では、「JICA 環境社会配慮のためのガイドライン」(ガイドライン)を指針とし、業務運営を行うものとされています。(詳細は、「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2)業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照)。

組織体制について、組織全体の環境方針は総務部が担当しています。気候変動対策に対する取組を強化するべく、2010年に気候変動対策室を設置しています。ガイドラインを担当する部署としては、審査部を設置しています。異議申立に関しては、事業担当部署から独立した機関として異議申立審査役を設置しており、同審査役が申し立ての内容を調査し、直接JICA 理事長に報告します。引き続き、JICA の環境方針の改定や体制整備を含め、気候変動対策に関するガバナンスのさらなる強化に取り組んでいきます。

② 戦略

当機構は、上述の「JICA環境方針」において、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

また、当機構は気候変動対策の取組と発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、以下を掲げています。

- ・ 開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靭な社会の構築に 向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- ・ パリ協定をはじめとする環境/気候関連の多国間条約(生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組)、関連 SDGs 目標、その他関連する日本政府主導のビジョン(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)の達成に向けた貢献を目指します。
 - 具体的なアクションは以下の通りです。
 - ・ パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガスインベントリ、透明化枠組強化、気候資金の導入・活用支援
 - ・ エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水 資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方 に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他の課題戦略においても気候変動対策への取組が増え、コベネフィット型気候変動対策 (開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取組) を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICA は以下を目指します。

- ・ 多様な関係者との連携やファイナンスの動員(民間企業との連携、緑の気候基金(GCF) 等の外部資金活用の推進)
- 日本等の知見や技術の活用
- 戦略的な情報発信
- 都市間連携・協力の促進
- 域内連携の促進
- デジタル・トランスフォーメーション (DX) 等のイノベーション

③ 主な機会とリスク

当機構を取り巻く気候変動関連の主な機会とリスクは下記の通りです。こうした機会を通じて開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献を行っていきます。リスクについて、JICAは、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、途上国の移行(トランジション)を支援する戦略についても検討を行っていきます。

主な機会	主なリスク		
① 再生可能エネルギー・省エネルギー	① 開発途上国での自然災害増加によ		
に関する事業への協力の推進	るJICA協力事業への影響(物理的リ		

- ② 運輸交通や森林保全等の緩和策に 関する事業への協力の推進
- ③ 防災や水資源管理等の適応策に関 する事業への協力の推進
- ④ 緑の気候基金 (GCF) からの受託事業 の推進
- ⑤ 気候変動対策に資する調査・研究の 充実

スク)

② 法規制等の強化や急速な技術の進展等によるJICA協力事業における 気候変動の対応コストの増加(移行 リスク)

なお、2022 年 6 月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略 2025 (<u>の追補</u> (令和 4 年 6 月 3 日公表)」では、次の通り記されています。 JICA としてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS/カーボンリサイクル等も含めた CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。

その上で、2022 年5月の G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケに基づき、国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識し、国際的なクリーンエネルギーへの移行の加速と、排出削減対策が講じられていない化石燃料部門に対して世界的に継続している投資のフェーズアウトが、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続けるために不可欠であることも認識し、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する1.5℃目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を2022 年末までに終了する。

開発途上国の現実的なエネルギートランジションに向けて、政策・制度の整備や実施能力向上への協力を資金協力や技術協力を通して行う。具体的には、国家の気候変動計画(NDC等)策定・推進、脱炭素化に向けたロードマップ策定等を通じたトランジション推進のための支援、GHG インベントリ等情報整備支援、緑の気候基金(GCF)等国際機関を活用した支援、人材育成・知見共有等に取り組む。」

(「インフラシステム海外展開戦略 2025 の追補(令和4年6月3日公表)」より抜粋)

「インフラシステム海外展開戦略 2025 <u>の追補(令和4年6月3日公表)</u>」全文 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai54/kettei_1.pdf

④ リスク管理

当機構は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、リスクの特定・評価を行い、事業を確実に実施しています。各部署・拠点では、毎年度自らの部署・拠点の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応を検討しています。これらを踏まえ、内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取組を審議することによって組織的な対応を行っています。また、有償資金協力業務(円借款・海外投融資)については、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を別途設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています(詳細は、「第4発行者の状況、3.コーポレートガバナンスの状況」をご参照)。

当機構の開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、環境社会配慮ガイドラインを適用することによって対応しています。同ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や

社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。各工程においては、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を協力相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、協力相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認しています。負の影響については、回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています(詳細は、「第1発行者の概況、3.事業の内容、3-2.当機構の業務内容、(2)業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照)。

当機構は、協力事業における気候リスク(ハザード、曝露、脆弱性)の特定や評価を行い、 案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、全ての協力案件に対して気候リスクの評価を行い、気候変動対 策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、 事業の計画立案段階にあたる「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、協力相手 国による気候変動への対応や手続きを支援する場合があります。研修事業等の技術協力によ って、気候変動対策に関する協力相手国の能力強化を支援します。日本側の支援体制強化の ため、JICA 内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の気候変動への対応に関す る情報収集、他機関との情報交換も行っています。

⑤ 指標と目標

G7 コーンウォール・サミットにおける日本政府のコミットメントは、①2021 年から 2025 年までの 5 年間において、官民合わせて 6.5 兆円相当の気候変動対策に関する支援を実施すること、②気候変動の影響に脆弱な国に対する適応分野の支援を強化することです。その実現に向けて、JICA は毎年 1 兆円程度(注)の貢献を目指して、協力を進めます。また、当機構は、気候変動により JICA 協力事業及び SDGs を中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識のもと、今後実施する気候変動に関するシナリオ分析を踏まえて、組織の具体的な指標や目標を検討します。それらを活用して温室効果ガス排出量や気候関連のリスク及び機会を評価・管理していきます。その際には、自らの排出のみならず、事業活動に関係する排出を合計した排出量を考慮していきます。

(注) 2021 年 10 月現在での気候変動対策案件の基準に基づくものであり、経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)における基準見直し等によっては今後変更される可能性があります。

⑥ 実績

当機構は、パリ協定のみならず、SDGs や仙台防災枠組の達成のため、気候変動に関する国際潮流を汲みつつ、開発途上国のパートナーとして各国の気候変動対策に協力しています。 当機構の気候変動対策の取り組みは、緩和策と適応策の2つに分けられます。温室効果ガスの排出抑制と吸収増進に資するものが緩和策、気候変動による負の影響に備えるものが適応策です。JICAは、脱炭素社会への移行に向けて、技術協力や資金協力等を用いて、緩和策に資する事業を行っています。また、気候変動に強靭な社会の構築に向けて、緩和策や適応策に資する事業を実施しています。

2020年における気候変動対策分野の協力実績(金額ベース)

	金額(百万円)	割合
気候変動対策分野における JICA の協力総額	930, 745	100%
緩和策(低炭素・脱炭素社会に向けた協力等)	515, 364	55.4%
適応策 (気候変動に強靭な社会づくりへの協力等)	389, 999	41.9%
緩和策・適応策横断型(緩和・適応を両方含む包括的な協力)	25, 382	2. 7%

- (注1) 協力実績は、技術協力は対象年における支出額を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。
- (注2) 2020 年に承諾された協力事業の案件開始前に推計された温室効果ガス排出削減量は 16 百万 t C02 (二酸化炭素トン)/年(但し、同削減量のうち、インド貨物専用鉄道建設事業(円借款)が 14.6 百万 t C02/年を占める)

気候変動に対する具体的な取組み・事業例は、当機構のサステナビリティ・レポートもご 参照ください。

「JICA サステナビリティ・レポート」(2021 年 10 月公表) https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000namb1-att/sustainability_report.pdf

(5) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2022年9月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務(円借款等)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の動向によっては、主に信用リスクの顕在化により当機構の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による落ち込みからの経済回復状況やウクライナ情勢の波及的影響については国ごとに異なるため、国際通貨基金(IMF)の公表する見通し等も参照しております。政治・経済状況が各国の債務履行の確実性に及ぼす影響は、各国固有の状況によって異なるためそれぞれの実態を踏まえて評価しております。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大後の経済回復状況やウクライナ情勢の影響及び政治・経済状況の変化等により、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて、2022 年度上期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

(i) 信用格付

JICA は独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは査定のための内部規程などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブ等国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け 入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生しうる為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、JICA の信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行等の 多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

(2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICA においてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するもの

としています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理 しています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、 関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i)「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015年4月1日より施行されております。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年4月1日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

http://www.gyoukaku.go.jp/review/aki/H30/2nd/index.html

(iii) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月24日閣議決定)において、 当機構が講ずべき措置としては以下4項目があげられています。

- 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持するこ

とに留意し、共用化又は近接化を進める。

- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事 務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第4条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時において発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既 発債券の残高は以下のとおりです。(2022 年 3 月 31 日時点)

なお、2011 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は 当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1.2021 年事業年度財務諸表(概要)(有償資金協力勘定)

2021年度の当期総利益は、228億円(前年同期比102億円減)となりました。2021年度末の資産合計は14兆2,412億円(前年度末比6,374億円増)、負債合計は4兆1,319億円(同5,590億円増)、純資産合計は10兆1,093億円(同784億円増)となりました。

(1) 損益計算書の概要

(単位:億円)

	2020 年度	2021 年度
貸付金利息	1, 229	1, 185
受取配当金	43	140
貸付手数料	31	33
その他	38	165
経常収益合計	1, 341	1, 524
借入金利息	125	125
債券利息	84	84
業務委託費	176	229
人件費・物件費	157	178
貸倒引当金繰入	352	509
その他	117	171
経常費用合計	1, 011	1, 295
臨時損益	$\triangle 0$	△1
当期総利益	330	228

[※] 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

(2) 貸借対照表の概要

(単位:億円)

	2021年3月末	2022年3月末
貸付金	133, 417	140, 531
貸倒引当金	△1,764	△ 2,272
破産債権、再生債権、更生債 権その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△ 871	△ 871
投資有価証券・関係会社株 式・金銭の信託	1, 437	1,737
その他資産	742	827
資産合計	136, 038	142, 412
財政融資資金借入金	26, 228	30, 428
債券	9, 077	10, 442
その他負債	424	449
負債合計	35, 729	41, 319
政府出資金	82, 022	82, 492
準備金	17, 995	18, 325

当期未処分利益	330	228
評価・換算差額等	△38	48
純資産合計	100, 309	101, 093

[※] 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

【参考】貸出金等の状況

独立行政法人国際協力機構は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用を受けませんが、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります(注1)。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF(国際通貨基金)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる 債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関と の比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先(要管理先)となった債務国 向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として要管理債権(貸出 条件緩和債権)に分類しています。

(注1) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議(パリクラブ)等の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2022年3月末時点で、パリクラブにおいて合意済かつ債務繰延契約締結済の対象元本残高は578,428百万円となっています。この金額には、2020年4月に20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明で発表された債務支払猶予イニシアティブ(および2020年10月に合意した延長・2021年4月に合意した再延長措置) に基づくパリクラブでの支払猶予が合意された後、同合意に基づいて当機構と債務国が支払猶予契約を締結した債権が含まれています。

銀行法及び金融再生法に基づく債権及び保全状況(注2)

下表は、資産自己査定を踏まえ、銀行法及び金融再生法による開示基準(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ及び金融再生法施行規則第4条)に基づき分類を行ったものです。

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、2022年3月末より従来開示していた「リスク管理債権」及び「金融再生法開示債権」の定義が同一となり、「銀行法及び金融再生法に基づく債権」として開示しております。

貸出金等※

単位:百万円

	2022年3月末	2021年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	_	-	-
危険債権	87, 063	87, 063	0
要管理債権	609, 857	468, 763	141, 095
三月以上延滞債権	45	242	▲197
貸出条件緩和債権	609, 812	468, 520	141, 292
小計 1)	696, 920	555, 826	141, 095
正常債権 2)	13, 476, 552	12, 906, 527	570, 025
合計 3) =1) +2)	14, 173, 472	13, 462, 353	711, 119
1) /3) (%)	4. 92	4. 13	0.79

貸倒引当金※

単位:百万円

	2022年3月末	2021年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	_	-	-
危険債権	87, 063	87, 063	0
要管理債権	59, 546	48, 332	11, 214
小計	146, 609	135, 395	11, 214
上記以外の債権に対する貸倒引当金	167, 647	128, 011	39, 636
特定海外債権引当金	26	19	6
合計	314, 282	263, 425	50, 857

担保•保証等

単位:百万円

	2022年3月末	2021年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	_	_	-
危険債権	_	-	-
要管理債権	_	-	-
小計	_	_	_

単位:百万円

	2022年3月末		2022年3月末 2021年3月末		増減	
	保全額 (百万円)	保全率 (%)	保全額 (百万円)	保全率 (%)	保全額 (百万円)	保全率 (%)
破産更生債権及びこ れらに準ずる債権	_	-	-	-	_	_
危険債権	87, 063	100.00	87, 063	100.00	-	_
要管理債権	59, 546	9. 76	48, 332	10. 31	11, 214	▲0. 55
小計	146, 609	21. 04	135, 395	24. 36	11, 214	▲ 3. 32

- ※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。
- ※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注2) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、要管理債権額 609,857 百万円のうち 453,337 百万円、正常債権額 13,476,552 百万円のうち 102,785 百万円、となっています。

4-2. 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件(将来金利、事業規模など)を設定して将来キャッシュフロー(資金収支)等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担 を示すものではありません(将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ)。

当機構の 2021 年度政策コスト分析結果(2022 年7月財務省公表)は以下の通りです。

政策コスト	分析期間
△1,051 億円	47 年間

「政策コスト分析(令和4年度)」(財務省)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa040728/07.pdf

 $\underline{\text{https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa030728/12.pdf}$

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/subof filp/report/zaitoa030728/12.pdf

5. 経営上の重要な契約等

該当するものはありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2021 年度は合計で 2,178 百万円の設備等支出を行いました。また、2021 年度中に処分した設備等の 2021 年度末帳簿価額合計は 227 百万円となっております (有償資金協力勘定のみ)。

2. 主要な設備の状況 (2021 年度末)

(単位:百万円)

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資 産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎 宅等	東京都他	8, 353. 59 m²	6, 612	2, 114	589	0	9, 315

⁽注) 有償資金協力勘定のみ。

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出・除却計画については中期計画等に基づき検討していきます。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	前年度末比増減	年度末資本金残高	摘要
2008 年度末	7, 390, 856	7, 474, 189	旧 JBIC より承継した有償資金 協力勘定の資本金の額を含む。
2009 年度末	127, 300	7, 601, 489	
2010 年度末	104, 400	7, 705, 889	
2011 年度末	38, 553	7, 744, 442	
2012 年度末	37, 635	7, 782, 077	
2013 年度末	50, 022	7, 832, 098	
2014 年度末	45, 017	7, 877, 115	
2015 年度末	48, 260	7, 925, 375	
2016 年度末	129, 305	8, 054, 680	
2017 年度末	45, 180	8, 099, 860	
2018 年度末	46, 010	8, 145, 870	
2019 年度末	67, 310	8, 213, 180	
2020 年度末	51, 440	8, 264, 620	
2021 年度末	45, 968	8, 310, 588	

⁽注) 当機構は、2003 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府(一般会計)からの出資金として、88,508 百万円を受入れております。

2. 役員の状況 (2022年9月1日現在)

【役員の定数】JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内、監事3人。

【役員の任期】通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。

JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	、	就任日	経歴
理事長	田中 明彦	2022年4月1日	2009年 東京大学副学長 2012年 国際協力機構理事長 2015年 東京大学東洋文化研究所教授 2017年 政策研究大学院大学長
副理事長	山田 順一	2020年5月23日	1982年 海外経済協力基金採用 2008年 国際協力機構中東・欧州部長 2012年 国際協力機構企画部長 2013年 国際協力機構上級審議役 2017年 国際協力機構理事
理事	植嶋 卓巳	2018年12月1日 (再任)	1982年 国際協力事業団採用 2008年 国際協力機構企画部次長 2010年 国際協力機構調達部長 2013年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2015年 国際協力機構理事長室長
理事	横山 正	2019年10月1日 (再任)	1988年 大蔵省入省 2013年 財務省国際局地域協力課長 2014年 財務省国際局開発機関課長 2015年 アフリカ開発銀行アジア代表東京事務所長 2019年 財務省大臣官房企画調整主幹
理事	中澤 慶一郎	2020年5月23日 (再任)	1987年海外経済協力基金採用2014年国際協力機構東南アジア・大洋州部審議役2015年国際協力機構ミャンマー事務所長2017年国際協力機構南アジア部長2018年国際協力機構企画部長
理事	柴田 裕憲	2020年7月1日 (再任)	1987年 外務省入省 2011年 外務省国際情報統括官組織第一国際情報官 2013年 在フィリピン日本国大使館公使 2015年 在ドイツ日本国大使館公使 2018年 経済産業省 大臣官房審議官(通商戦略担当)
理事	中村 俊之	2020年10月1日	1989年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構総務部審議役 2016年 国際協力機構企画部審議役兼総務部審議役 2017年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2020年 国際協力機構ガバナンス・平和構築部長

理事	山中 晋一	2020年10月1日	1984年 海外経済協力基金採用 2012年 国際協力機構人事部審議役 2014年 国際協力機構中東・欧州部長 2016年 国際協力機構企画部長 2018年 国際協力機構インドネシア事務所長
理事	小野寺 誠一	2021年7月1日 (再任)	1988年建設省入省2014年国土交通省道路局企画課国際室長2015年国土交通省中部地方整備局道路部長2017年国際協力機構インフラ技術業務部長2019年国土交通省大臣官房参事官(グローバル戦略)
理事	井本 佐智子	2021年10月1日	1993年 国際協力事業団採用 2010年 南アジア部南アジア第三課長 2014年 インド事務所次長 2018年 国際協力機構企画部国際援助協調企画室長 2020年 国際協力機構広報室長
監事	佐野 景子	2022年7月1日	1996年国際協力事業団採用2014年人間開発部次長兼高等教育・社会保障グループ長2015年ケニア事務所長2019年沖縄センター所長2021年経済開発部長
監事	関口 典子	2022年7月1日	1994年 公認会計士登録 2015年 東京応化工業株式会社 社外取締役 2019年 ちふれホールディングス株式会社 執行役員 2021年 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 2021年 菱電商事株式会社 社外監査役

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査(有償資金協力業務に限る。)を受けなければならないとされています。

詳細については本説明書「第1発行者の概況、3.事業の内容、3-1.当機構の概要、(4)日本政府・国家機関等との関係について」をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価は、2015 年 4 月 1 日に施行された改正通則法(第 32 条)により、主務大臣が行うこととなっております。主務大臣による評価に先立ち、当機構は中期計画(「中期計画」については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4)日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照)期間中の業務実績を毎年、自己評定を含む業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表しています。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業 務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。なお、監事監査報告はホームページ上で公表しています。

(監事監査報告書) https://www.jica.go.jp/disc/audit/index.html

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組を通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が 2021 年度において役員に支払った報酬額は総額で 241,678 千円です。

(4) リスク管理について

金融業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク(金利リスク、為替リスク等)、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書「第2事業の状況、3.事業等のリスク」をご参照ください。

第5 経理の状況

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」(平成 15 年外務省令第 22 号)等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書をまた独立行政法人会計基準第42条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類を含めて掲載しています。

- (注1) 当機構は該当する特定関連会社を有していないことから、連結財務諸表は作成して おりません。
- (注2) 独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計 算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類は、 事業年度ごとに作成しております。